

## 肥料の販売には

知ってましたか?

# が必要です

- ●フリーマーケット
- ●農産物直売所
- ●インターネットオークション
- ●スマホアプリ

などで販売する場合でも届出が必要となります



肥料の生産・販売に関するお問い合わせ先

農業環境指導センター検査課

農政部経営技術課

TEL 028-626-3086







## 「肥料」と「肥料の販売」とは?

●肥料とは・・・

植物を栽培する際に土や植物に施されるもの

- ・化学肥料(窒素・リン酸・カリウム肥料、配合肥料など)
- ・有機質肥料(なたね油かす、魚粉など)
- ・特殊肥料(たい肥、米ぬか、草木を燃やした灰(草木灰)など)
- 肥料の販売とは・・・

繰り返しまたは繰り返す意志をもって肥料を販売する場合(有<mark>償・無償は</mark> 問いません)は「業とする者」に該当します。肥料の販売を業とする者は、 「肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)」第 23 条に 基づき、販売を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行う ことが義務づけられています。

※肥料を生産する場合は、別途「登録又は届出」が必要になります。

## ご注意ください

農産物直売所や個人(フリマアプリ、インターネットオークションなど) であっても、販売開始後2週間以内に届出が必要です

## 〈個人の場合〉







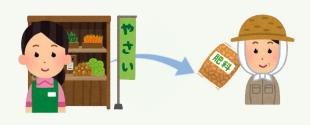
・個人が直売所等へ 肥料を納品(販売)

・個人が直売所等の場所 を借りて肥料を販売



・個人が WEB サイト等を使って肥料を販売・譲渡

## 〈直売所等やサイト運営者の場合〉





・什入れた肥料を販売・譲渡

※米ぬか、草木の灰や炭、動物のふん等であっても、本人が肥料として販売をする場合は届出の対象になります

## 届出は無料です!



- ① 肥料販売業務開始届出書 2部
- ② 登記事項証明書(個人の場合は住民票又は運転免許証)の写し 1部
- ③ 販売業務を行う事業所の地図 1部
  - ① ~③を「栃木県農業環境指導センター」に提出してください。
  - ※肥料を販売する場所のある都道府県へ提出をお願いします





